

【入札参加者の方へ】

料金単価が税込みの電力会社又は消費税の免税事業者と契約する場合は、下線部を削除します。

(電力供給契約・高圧施設)

電気料金の算定方法に関する特約条項

1 1 施設及び1 供給地点特定番号あたりの各月の電気料金は、次の各号に掲げる料金を合算した額に消費税及び地方消費税の額を加算した額（1 円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(1) 基本料金

契約電力、基本料金単価及び力率を用いて以下の算式により算出する。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (185 - \text{力率}(\%)) / 100$$

(2) 電力量料金及び非化石価値（再エネ指定）付加料金

使用電力量、電力量料金単価及び非化石価値（再エネ指定）付加単価を用いて以下の算式により算出する。

$$\text{電力量料金} = \text{使用電力量} \times \text{電力量料金単価}$$

$$\text{非化石価値（再エネ指定）付加料金}$$

$$= \text{使用電力量} \times \text{非化石価値（再エネ指定）付加単価}$$

(3) 燃料費等調整額

受注者が採用する燃料費等調整単価を用いて以下の算式により算出する。ただし、受注者が採用する燃料費等調整単価は、九州電力株式会社が採用する燃料費等調整単価を超えることはできない。

$$\text{燃料費等調整額} = \text{使用電力量} \times (\pm \text{燃料費等調整単価})$$

(4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

使用電力量及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)に基づく賦課金単価を用いて以下の算式により算出する。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} = \text{使用電力量} \times \text{賦課金単価}$$

2 基本料金単価、電力量料金単価及び非化石価値（再エネ指定）付加単価は、別表第 1 のとおりとする。

3 料金その他の計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおり計算するものとする。

(1) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1 キロワット (kW) とし、その端数は小数点以下第 1 位を四捨五入する。

(2) 使用電力量の単位は、1 キロワット時 (kWh) とし、その端数は小数点以下第 1 位を四捨五入する。

(3) 力率の単位は、1 パーセント (%) とし、その端数は小数点以下第 1 位を四捨五入する。

(4) 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。ただし、計算途中の小計等には 1 円未満の端数を含むことができる。

【入札参加者の方へ】

料金単価が税込みの電力会社と契約する場合は、()内に「税込」と記載します。

料金単価が税抜きの電力会社と契約する場合は、()内に「税抜」と記載します。

消費税の免税事業者と契約する場合は、()を削除します。

(別表第1)

()

月	基本料金単価 (円/kW)	電力量料金単価 (円/kWh)	非化石価値(再エネ指定) 付加単価 (円/kWh)
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
4月			
5月			